

(特定増改築等の金額の判定②)

問11 平成20年中において次の住宅の増改築等に係る工事を行いました。この場合、特定増改築等に係る工事に要した費用の額が30万円を超えるかどうかはどのように判定するのでしょうか。

1月10日	工事請負契約
2月28日～3月10日	浴室の改良工事を除く増改築等の工事 (特定増改築等に係る工事の費用の額 10万円)
5月30日～6月30日	浴室の改良工事 (特定増改築等に係る工事の費用の額 100万円)
	補助金等の交付額 70万円)

※ 上記の浴室の改良工事については、当初契約において先の工事(2月28日～3月10日)と同時に行う予定でしたが、4月1日以後の工事に補助金等の補助制度が適用されることがわかったため、当該補助制度の対象となる工事を制度適用期間に行ったものです。

(答)

特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用対象となる住宅の増改築等とは、居住者が自己の所有する家屋につき行う一定の増改築等で、特定増改築等に要した費用の額(地方公共団体から交付等される補助金等を控除した金額)が30万円を超えることその他一定の要件を満たすものをいいます(措法41の3の2②、措令26の3⑤)。

この場合、特定増改築等に要した費用の額が30万円を超えるかどうかは、一の工事に要した費用の額ごとに判定することになります(1年間の合計額によって判定することはできません。)

なお、地方公共団体からの補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付の時期の都合等から、工事が複数回に分けて行われた場合であっても、当初から計画されていたもの(工事中における計画変更によるものを含みます。)は、一の工事に該当すると考えられます。

したがって、ご質問の場合は、2月の特定増改築等に係る改修工事10万円と5月の特定増改築等に係る改修工事100万円の合計額110万円から交付を受ける補助金等70万円を差し引いた40万円を特定増改築等に係る工事に要した費用の額として判定します。